

滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金 (令和7年度事業)募集要項

<はじめに>

- ◆申請受付期間は、**令和7年6月2日（月）から9月30日（火）まで**です。
- ◆1事業者1回のみ（店舗ごとではなく事業者単位）の申請となります。

<書類の受け取り先及び提出先>

- ◆滝沢市商工会：滝沢市鶴飼御庭田92-3 ※詳しくはP5「申請先の確認」をご確認ください。
申請書は、滝沢市商工会ホームページ又は商工会窓口から取得してください。
原則郵便にて滝沢市商工会へ提出し、お手元に申請書類一式（控）の保管をお願いします。
持参提出の場合は、受け取りのみとさせていただきます。

<お問い合わせ先>

本要項の内容を十分にご確認の上、支給要件や申請書類の記載方法等に関してご不明な点がある場合は、下記事務局までお問い合わせください。

滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金事務局（滝沢市商工会内）

電話番号	019-684-6123
受付時間	午前9時30分から午後5時00分まで（土・日・祝日を除く）
受付期間	令和7年6月2日（月）から令和7年9月30日（火）まで（当日消印有効）

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は、**全て書類の不備が解消した日が受理日**となります。支援金の支給は、書類が整い内容を確認できたものから順次行っていく予定です。よって、受理日から支給まで1ヶ月程度を要します。
- ・支援金の不正受給（営業実態を偽って申請すること、事業継続の意思がないのにも関わらず申請すること等）は、犯罪です。警察当局と連携し、厳格に対処します。
- ・申請時の書類の記入は、ボールペンを使用してください。消せるボールペンや鉛筆などの使用は不可です。
- ・申請期間であっても、予算がなくなり次第受付を終了する場合があります。

滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金 (令和7年度事業)募集要項 目次

1. 滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金(令和7年度事業)について

(1) 目的	P. 1
(2) 概要	P. 1
(3) 支給対象	P. 2

2. 申請手続き

(1) 手続きの流れ	P. 5
(2) 申請受付期間	P. 5
(3) 留意事項	P. 6

3. 提出書類

(1) 提出・添付書類に関する注意点	P. 7
(2) 法人の場合	P. 7
(3) 個人事業者の場合	P. 7
(4) 新規開業者の場合	P. 7

1. 滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金(令和7年度事業)について

(1) 目的

エネルギー価格の高騰や物価高騰の影響を受けている中小企業者等に対し、予算の範囲内で支援金を支給することにより負担を軽減し、事業継続及び経営の安定化を図ることを目的とする。

(2) 概要

■**支給対象者** 次の①から⑧の全てに該当する中小企業者であること。

- ① 令和7年6月2日時点で滝沢市商工会会員であること。もしくは滝沢市商工会に加入を希望し、申請前に加入手続きを済ませた個人又は法人事業者であること。
- ② 滝沢市に本店所在地(履歴事項全部証明書に記載)がある、もしくは営業所(支店)がある法人等、又は滝沢市内に住所、もしくは事業所がある個人事業者の中小企業者等であること。
- ③ P2から3に定める対象業種を営む事業者であること。
- ④ 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人でないこと。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ⑥ 暴力団でなく、又その構成員が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。(※1)
- ⑦ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- ⑧ 関係法令を遵守していること。

■**要件** 以下の全てに該当すること

- ① 申請時点で原油価格高騰に関連するエネルギー価格上昇等により、事業が影響を受けていること。
- ② 申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。
- ③ 申請時点で商工会費の未納がないこと。(過年度分)

■**支給額** 1会員(中小企業者) 7万円

事業者単位で支給します。(店舗等の事業所単位ではありません。)

■**その他**

滝沢市商工会への加入希望者で、過去に滝沢市商工会を脱退(除名含む、廃業除く)し、申請時点で2年(※2)を経過していない場合は支給対象外とします。

.....
(※1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定めるものをいう。

(※2)脱退届又は除名通知書記載の日付から起算

(3) 支給対象

①対象業種

「確定申告書」や「法人事業概況説明書」、「青色申告決算書」、「(白色)収支内訳書」等に記載している業種が下記の対象業種一覧表に該当する中小企業者を対象とします。

※複数の業種にまたがる場合

売上の過半を占める業種をもって、中小企業者に該当するかどうか判断してください。

大分類	中分類（又は小分類）
C（鉱業、採石業、砂利採取業）	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D（建設業）	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
E（製造業）	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業窯業 21 土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F（電気・ガス・熱供給・水道業）	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G（情報通信業）	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
H（運輸業、郵便業）	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む）

大分類	中分類（又は小分類）
I（卸売業、小売業）	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J（金融業、保険業）	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K（不動産業、物品賃貸業）	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L（学術研究、専門・技術サービス業）	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N（生活関連サービス業、娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O（教育、学習支援業）	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P（医療、福祉）	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q（複合サービス事業）	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）
R（サービス業） 【他に分類されないもの】	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 （931 経済団体） （932 労働団体） （933 学術・文化団体） （939 他に分類されない非営利的団体） 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号(平成25年10月改定)）」に基づく分類となります。

(3) 支給対象者

②中小企業者の規定

中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人（ただし、ゴム製品製造業及びソフトウェア業又は情報処理サービス業並びに旅館業にあっては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条の規定による）をいいます。（下記表のとおり）

【中小企業要件表】

業 種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業・その他 （下記に掲げる業種を除く）	3億円以下	300人以下
うちゴム製品製造業（自動車又は航空機 用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用 ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
うちソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
うち旅館業（宿泊業）	5,000万円以下	200人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下

※ 上表は対象業種を示すものではありません。対象業種については、対象業種一覧表（P2～3）をご確認ください。

※ その他の法人や組合、法人格のない社団等も上記表の要件に該当し、中小企業者と同等の規模で営利事業を営み、その事業収入について決算や確定申告等を行っている場合は申請することができます。また、出資金等がない団体の場合は、従業員数で中小企業要件を判断します。

（例：特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人 等）

2. 申請手続き

(1) 手続きの流れ

① 申請先の確認

申請先	滝沢市商工会（〒020-0655 滝沢市鶴飼御庭田 92-3）
電話番号	019-684-6123
電話受付時間	午前9時30分から午後5時00分まで（土・日・祝日を除く）
電話受付期間	令和7年6月2日（月）から令和7年9月30日（火）まで（当日消印有効）

商工会のホームページ内においても掲載しております。ご確認ください。

【ホームページ】

（名称）滝沢市商工会

（URL）<https://takizawashi-shokokai.com/archives/5560>



② 申請書類の取得

申請書類は、商工会のホームページからダウンロードするか、商工会の窓口にてお受け取りください。

※6月2日（月）以降、商工会のホームページ等でお知らせします。

② 支援金の申請

- ・提出書類に不備があった場合は、電話又は郵送にてお知らせしますので、速やかに対応ください。
- ・提出書類については必ず写しを取り、保管してください。
- ・保管にあたっては、申請から5年間（令和12年3月31日まで）保管する必要があります。また、申請内容については必ずご自身で把握してください。

(2) 申請受付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年9月30日（火）まで（当日消印有効）

※申請期間であっても、予算がなくなり次第受付を終了する場合があります。

(3) 留意事項

- 必要に応じて、申請内容の説明や資料の追加提供等を求めることがあります。
- 提出書類に不備があったり、判読が困難（コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等）であったりする場合には、再提出等をお願いすることがあります。この場合、支給までに相当な時間を要することがありますので、申請前に提出する書類の確認を十分に行ったうえで、申請してください。また、申請内容については必ずご自身で把握してください。
- 本支援金は他の補助金等との併給を可としています。が、他の補助金等において併給を禁止している場合もありますので個別にご確認ください。
- 審査の結果、支援金を支給する旨を決定したときは、後日通知いたします。なお、支給しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。
- 支援金の支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。
この場合、申請者は、滝沢市商工会に支援金を返金するとともに、期限までに納付しなかった場合には延滞金を加算してお支払いいただくこととなりますので、ご承知おきください。
- 不正受給は犯罪です。警察当局と連携し、厳正に対処します。**
- 滝沢市商工会や滝沢市が申請内容（営業実態や事業継続の有無等）について調査する場合があります。その場合、申請者は滝沢市商工会や滝沢市に協力するとともに、速やかに状況を報告してください。
- 申請書に記載された個人（法人）情報は、支援金の審査・支給の目的で使用し、その他の目的には使用しません。
- 会計処理に当たっては、支援金収入を他の収入と区別できるようにしてください。
本支援金は所得税の課税対象となります。

3. 提出書類

(1) 提出・添付書類に関する注意点

○以下の申請書類を提出してください。

○申請時及び支給後においても、追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

○申請時の書類の記入には、ボールペンを使用してください。(消せるボールペンや鉛筆等は使用不可)

○提出書類は全て **A4サイズ** でご提出ください。

(2) 法人の場合

1	【様式第1号】滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金(令和7年度事業)申請書兼請求書
2	【様式第2号】誓約書(※要自署) ※ ☒ の記載を確認すること
3	●直近事業年度の法人税確定申告書(別表1)の写し、もしくは事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の申告書(第二十号様式)の写し
4	●法人事業概況説明書 表面の写し
5	●振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し(表面と見開きのページ 申請者名義口座に限る)

(3) 個人事業者の場合

1	【様式第1号】滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金(令和7年度事業)申請書兼請求書
2	【様式第2号】誓約書(※要自署) ※ ☒ の記載を確認すること
3	●令和6年分所得税確定申告書(第一表)及び所得税青色申告決算書又は収支内訳書の1ページ写し
4	●本人確認書類 国民健康保険被保険者証(又は後期高齢者医療被保険者証)、運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面)等の写しのいずれか1つ
5	●振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し(表面と見開きのページ 申請者名義口座に限る)

(4) 新規開業者の場合(開業から1年未満で、且つ初回の確定申告を終えていない事業者)

1	【様式第1号】滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金(令和7年度事業)申請書兼請求書
2	【様式第2号】誓約書(※要自署) ※ ☒ の記載を確認すること
3	●法人の場合⇒開業届の写し、もしくは直近2か月以内に自社宛てに発行された事業用とわかる請求書又は領収書の写し(支払いが確認できる通帳でも可) ●個人の場合⇒開業届の写し、もしくは直近2か月以内に自分宛に発行された事業用とわかる請求書又は領収書の写し(支払いが確認できる通帳でも可)
4	●法人の場合⇒履歴事項全部証明書の写し(発行から3ヶ月以内のもの) ●個人の場合⇒本人確認書類として、国民健康保険被保険者証(又は後期高齢者医療被保険者証)、運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面)等の写しのいずれか1つ
5	●振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し(表面と見開きのページ 申請者名義口座に限る)